

## 教師でいること

一人の男性教師の任用上の扱いが、物議をかもしています。この教師は、日高管内浦河町の中学校の教師で、昨年12月、女子高校生のスカートの中を盗撮しようとして現行犯逮捕され、道迷惑防止条例違反の罪で罰金刑を受けています。

北海道教育委員会では、この刑事処分を踏まえ、今年3月28日付けで停職2か月の処分を行ったものですが、この教諭は処分後も退職せず、5月29日に元の職場に復職しました。

今回のように、破廉恥な事件で停職処分という重い処分を受けた教師が、処分後もそのまま学校に復帰するというのは私も聞いたことがありません。

北海道教育大学釧路校の広田准教授は「教員が処分を受けた後に復職の権利はある（5月30日付道新）。」と述べておられるように、職員の非違行為に対して一定の懲戒処分が行われれば、それでその非違行為については一定の決着が付いたこととなりますから、その後は、処分を受けた案件で再度処分が行われる事はありません。これを一事不再理といい、処分後に退職を強要されれば二重処分との批判も招きかねません。しかしながら、事故者が教師の場合、「復職の権利がある」というだけでは問題は解決しませんし、単純に元の職場に戻るといっても難しいことは、現実がよく示しています。

何故なら、不祥事の実実は消えてなくなりませんし、一度失われた信頼を取り戻すことは極めて難しいからです。

今回の件について、当事者である男性教師は「復帰へのハードルは低くはないと思っていたが、教師を続けたい（5月30日付道新）。」と話しているようですが、厳しく申し上げれば、こうした考えの甘さが不祥事を引き起こすのだと思います。

教育は、教える者と教えられる者との間に一定の信頼関係がなければ成立しません。信頼関係は、単に好き嫌いということではなく、少なくとも、「この先生の話には耳を傾けなければいけない」と感じさせる程の師弟の関係が成立していなければ、教育などというものは出来るはずありません。

今回の男性教師は、復職後、一体子ども達とどのように向き合い、何を教え

るつもりだったのでしょうか。子ども達に、社会のルールを守れとは恥ずかしくて教えられないし、子ども達もまともに聞いてくれないという関係になってしまっただけで、教師は続けられないと考えるのが自然ではないのでしょうか。

浦河町教育委員会と中学校側では、復職前に男性教師に「生徒や保護者の気持ちを考えれば教壇には立たせられない」と伝えると共に、日高教育局に対して、学校以外の施設に復職させるよう要望したそうですが、同教育局からは「制度上、教育職と事務職では身分が違い難しい」との回答があったそうです。

このため、同中学校では、5月25日の夜、保護者説明会を開いたところ、保護者から「何故この学校に復職させるのか」といった疑問の声が相次ぎ、最終的に、北海道教育委員会では人事異動を検討することになったようです。

不祥事を起こした職員が、処分後に同じ職場に復職させるか否かは、その職員の位置付けや不祥事の中身によって一様ではありません。今回のように破廉恥な問題を起こし停職処分になった教師の場合、保護者にしてみれば、「自分達の子どもに対して再び同じような問題を起こすのではないか」と懸念するのは自然なことであり、復職に反対の声が出ることは容易に想像できたはずで

す。教育局は、型どおりの対応をしたのでしょうが、例えば、復職した日と同日付で異動をかけることにすれば、同じ職場に復職するという事態は事実上避けられたはずで

す。また、学校以外の職場はないわけではありませんし、現在検討されているように研究機関に配属して再教育するという選択もあり得たでしょう。

少なくとも、今回のように問題が沸騰してから対処するというやり方は、決して生産的ではありません。(塾頭 吉田 洋一)